

令和8年度

品川区一般任期付職員採用選考実施要綱（児童心理司（係長級））

令和8年5月11日
品川区役所

この採用選考は、品川区の一般任期付職員の採用予定者を決定するために実施するものです。
※一般任期付職員とは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項の規定に基づき、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、勤務条件については原則として、任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

1. 申込区分（職務の級）・職種・採用予定数・職務内容・受験資格

申込区分 (職務の級)	児童心理司(係長級)
職種	心理
採用予定数	若干名
職務内容	・指導および教育を行う児童心理司（スーパーバイザー）としての係内統括業務 ・児童心理司等に対する心理的支援業務の遂行に必要な専門的技術についての指導、助言および育成
受験資格	年齢、国籍を問わず、次の①および②の要件を全て満たす者 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）の心理学科を卒業した人またはこれに相当する人（卒業後の期間が業務従事歴の対象）。なお、「これに相当する人」とは、大学において心理学を専攻する課程もしくはこれに類する課程を修了した人を指す。 ②民間企業、地方自治体等における業務従事歴を12年以上有し、そのうち児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法または教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法ならびにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有し、かつ係長級または同程度の立場としての勤務経験を有する者

◎ 民間企業、地方自治体等における業務従事歴は、週20時間以上従事した経験期間を対象とします。

◎ 地方公務員法（昭和25年法律261号）で選考を受けることができないとされている者は受験できません。（最終ページ参照）

◎ 現に品川区の常勤職員（任期付職員、教育公務員、臨時的任用職員を除く）である者は受験できません。

2. 任用予定期間

●児童心理司（係長級）

令和8年10月1日～令和11年3月31日

3. 選考方法

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査
合格発表	令和8年7月下旬以降(予定) ※ 合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。

(2) 第二次選考(一次選考合格者対象)

選考日	令和8年8月上旬以降(予定)
選考会場	品川区役所 ※詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。
選考方法	面接
合格発表	令和8年8月下旬頃(予定) ※ 合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。 ※ 特別区人事委員会による承認を経て、最終合格者を決定します。

4. 申込方法

① 申し込み方法

品川区職員採用案内HP (<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>) より申し込みが可能です。HP内の「エントリー」から「一般任期付採用職員/児童心理司」を選択し、エントリーフォームに基本情報(氏名、住所など)を登録してください。顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

② 受付期間

令和8年5月11日(月) 午前8時30分～ 令和8年7月17日(金) 午後11時59分【受信有効】

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

5. 勤務条件等 ※ 令和8年4月1日現在

(1) 給与

給料は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例に基づき決定します。

【給料月額例示】係長級：約39万円(45歳)

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※ その他、地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当等が条例等に基づき支給されます。

※ 採用後、昇格はありません。昇給は、原則として年1回行われます。

(2) 勤務時間

勤務日：原則として、月曜日～金曜日

勤務時間：午前8時30分～午後5時15分の間で、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分の勤務となります。

(3) 休暇等

任期の定めのない常勤職員に準じた制度です。

(4) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合は、一度退職する必要があります。ただし、任期満了後に再び同じ民間企業等に就職することについての制限はありません。

6. **問い合わせ先** ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

採用選考について

区長室人事課人事係（本庁舎5階）

電話03-5742-7140（直通） FAX03-5742-6872

職務内容について

品川区児童相談所児童相談課管理事務係

電話03-6712-8261（直通） FAX03-6712-8273

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。
また、ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

地方公務員法第16条

- 受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。
1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)

令和8年12月25日に施行予定のこども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。

特別区等はこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。なお、虚偽の申告をした場合、内定取消事由に該当します。

【品川区役所 案内】

※就業場所は原則敷地内禁煙です

